

審査ニュース 160号

請求レセプトの一次審査における 審査委員会の疑義について

医療・在宅委員会

今回の審査ニュースは年末年始も近いことから、投与日数に制限のある新薬、麻薬、向精神薬などの「長期旅行等特殊の事情」による日数延長の事例、その他についてご紹介します。レセプト摘要欄への記載は、請求の意図をはっきりさせるために大変重要です。コメントの記載を忘れないようにしましょう。またキチンと調剤し、請求したつもりが査定された事例を紹介します。今後の請求にお役立て下さい。

各保険薬局から請求されたレセプトは審査支払機関において一次審査を受けます。ここで「原審」「返戻」「査定」処理されますが、その後保険者に送付され、必要があれば再度請求内容の確認が行なわれます。

一次審査において「原審」とされた請求内容に疑義が生じた場合、保険者は審査支払機関に再審査請求を行います。この時、審査員は再度審査を行いません。再審査請求における保険者からの疑義内容が妥当だと認められた場合は「査定」処理となりますが、そうでない場合は当然のことながら「原審」処理となります。

※再審査請求では「原審」か「査定」かの二者択一が原則であり「返戻」処理はありません。

このように保険者が一次審査の結果に疑義を抱くような場合でも、摘要欄にコメントがあれば請求者の意図がわかり、再審査請求に至るトラブルを未然に防止することができます。

今回は下記の事例について解説します。

- ・投与日数に制限のある内服薬等における「長期旅行等特殊の事情」について
- ・内服薬の用法不備について
- ・屯服薬の同一用法における加算の重複について

※文中の「原審」「返戻」「査定」の意味合いを記載します。

原審……請求どおりと解釈されるもの。

返戻……請求内容に疑義があるか、請求理由が理解できないもの。

査定……誤請求と解釈されるもの。

審査ニュース

事例1 (返戻事例)

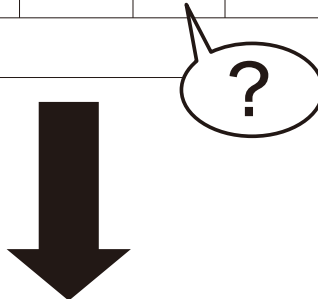
〈処方〉

スーグラ錠50mg 1錠 1日1回朝食前
 ラボナ錠50mg 1錠 1日1回就寝前
 20日分
 <年末年始のため、長期投与>

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・17	12・17	スーグラ錠50mg 1錠 【内服】1日1回朝食前	21	20	71	420	
2	1	12・17	12・17	ラボナ錠50mg 1錠 【内服】1日1回就寝前	1	20	71	20	向8
摘要									

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 新薬及び向精神薬の投与日数に制限のある
 薬剤で、20日分の投与はいかがで
 しょうか?



〈審査結果〉 ※返戻処理

※ (長期旅行等特殊の事情について)
 内服薬及び外用薬の投与量については、「予見できる必要期間に従ったものでならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに1回14日分、30日分90日分を限度とする」。しかし長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められる場合においては、1回14日分を限度とされている内服薬又は外用薬についても、従来どおり、旅程その他の事情を考慮し、必要最小限の範囲において、1回30日分限度として投与しても差し支えない。(平14.44 保医発 0404001)

上記のように新薬及び一部の麻薬や向精神薬には投与日数に制限があります。この事例ではスーグラ錠が新薬として、ラボナ錠が向精神薬として14日で投与を制限されています。処方せんには「年末年始のため長期投与」との記載がありますが、調剤報酬明細書にはその旨の転記がありません。従って長期投与の理由が判断できず、返戻処理となりました。

<平成26年版 保険調剤Q & A p102~109 Q106~111 参照>

〈疑義とならない記載例〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・17	12・17	スーグラ錠50mg 1錠 【内服】1日1回朝食前	21	20	71	420	
2	1	12・17	12・17	ラボナ錠50mg 1錠 【内服】1日1回就寝前	1	20	71	20	向8
摘要	年末年始のため、医師の指示により長期投与								

①処方せんの備考欄への記載について
 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認め、必要最小限の範囲において、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与した場合は、その理由を記載する。

②調剤報酬明細書の摘要欄への記載について
 長期の旅行等特殊の事情がある場合において、必要があると認められ、投薬量が1回14日分を限度とされる内服薬及び外用薬であって14日を超えて投与された場合は、処方せんの備考欄に記載されている長期投与の理由を転記する。

<調剤報酬点数表の解釈 平成26年版 p64、p682、p700 参照>

上記①にあるように、医療機関は処方せんに長期投与の理由を記載しなければなりません。また②のように薬局は調剤報酬明細書にその理由を転記しなければなりません。もし処方せんに医療機関のコメントがなければ、疑義照会する必要があります (当然薬歴や処方せん備考欄には疑義照会内容の記載は必要です)。疑義照会を怠り請求した場合は、薬剤師の責となり薬局から査定されます。また必要最小限の範囲でしか投与できません。今年年末はご注意ください。

事例2 (査定事例)

〈処方〉

スーグラ錠50mg 1錠 1日1回朝食前
 ラボナ錠50mg 1錠 1日1回就寝前
 35日分
 <年末年始のため、長期投与>

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・17	12・17	スーグラ錠50mg 1錠 【内服】1日1回朝食前	21	35	89	735	
2	1	12・17	12・17	ラボナ錠50mg 1錠 【内服】1日1回就寝前	1	35	89	35	向8
摘要	年末年始のため、医師の指示により長期投与								

審査委員会での【請求に対する疑義?】
 新薬及び向精神薬の投与日数に制限のある薬剤で、35日分の投与はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 ※査定処理

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・17	12・17	スーグラ錠50mg 1錠 【内服】1日1回朝食前	21	35 30	89 81	735 630	
2	1	12・17	12・17	ラボナ錠50mg 1錠 【内服】1日1回就寝前	1	35 30	89 81	35 30	向8
摘要	年末年始のため、医師の指示により長期投与								

※事例1と同様に、「長期旅行等特殊の事情について」考えられる処方です。ここでも1回14日分を限度とされている内服薬が、「年末年始のため長期投与」との医師の記載により35日分投与されています。しかし制限のある薬剤については、旅行等特殊の事情がある場合であっても、投与日数の上限は1回30日分までです。これは薬局薬剤師も当然理解していなければなりません。従って疑義照会は必須です。このことから30日を超える調剤料や薬剤料は薬局の責となり査定されます。ただし疑義照会をして、それでも医師が31日分以上指示した場合は、「疑義照会の結果、医師の指示で35日分投与」などと摘要欄にコメントしてください。そのようなケースでは医科の責として医療機関から査定されます。また摘要欄に全くコメントがない場合は事例1のように返戻となるケースもありますが、全く疑義照会していなければ14日分を超える調剤料と薬剤料は、全て薬局から査定されることがありますのでご注意ください。さらに長期旅行等特殊の事情において14日を超えて投与できる日数は、必要最小限の範囲ということも忘れないで下さい。

9月号の審査ニュース事例2で、マイスリーなど30日を限度とする内服薬でこれを越えたものは、「長期旅行等特殊の事情」であっても査定された例を紹介しましたが、そのようなケースも再度ご注意ください。なお船員保険法では全て180日が限度です。

<平成26年版 保険調剤Q & A p102~109 Q106~111 参照>

〈医療機関から査定されるケース〉

《査定は医科より》

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数		
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料
1	1	12・17	12・17	スーグラ錠50mg 1錠 【内服】1日1回朝食前	21	35 30	89 81	735 630	
2	1	12・17	12・17	ラボナ錠50mg 1錠 【内服】1日1回就寝前	1	35 30	89 81	35 30	向8
摘要	年末年始のため長期投与。なお疑義照会の結果、医師の指示で35日分投与。								

審査ニュース

事例3 (返戻事例)

〈処方〉

コカール錠 200mg	1錠	1日1回
ムコサル-Lカプセル 45mg	1カプセル	1日1回夕食後
センノシド錠 12mg「〇〇」	1錠	1日1回就寝前
7日分		

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処 方		調剤数量	調剤報酬点数			
					単位薬剤料点		調剤料	薬剤料	加算料	
1	1	2・25	2・25	コカール錠 200mg 【内服】1日1回	1錠	1	7	35	7	
2	1	2・25	2・25	ムコサル-Lカプセル 45mg 【内服】1日1回夕食後	1カプセル	7	7	35	49	
3	1	2・25	2・25	センノシド錠 12mg「〇〇」 【内服】1日1回就寝前	1錠	1	7	35	7	
摘要										



審査委員会での【請求に対する疑義?】
コカール錠200mgは「1日1回」のみの用法ですが、内服薬調剤料の算定はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 ※返戻処理

※コカール錠200mgの用法は「1日1回」のみの記載となっており、明らかに用法不備と言えます。内服薬の用法は、「食事に関するもの」、「時間に関するもの」、「起床・就寝に関するもの」などとされています。「1日1回」のみでは「1日1回夕食後」又は「1日1回就寝前」と重複し、調剤料が包括されるかもしれませんので返戻処理となりました。疑義を招かないためにも、きちんとした用法で記載しましょう。

また「1日1回就寝前（便秘時）」などの用法も多く見かけます。「便秘時」は屯服ではないかと、保険者からの疑義を招きかねません。服薬指導の際には「便秘時」は必要ですが、保険請求時には内服薬か屯服薬かの区別をはっきりさせておく必要があります。疑義照会などできちんと確認し、処方せんに記載されていても請求時には余計な文言は記載せず、「（内服）1日1回就寝前」か「（屯服）便秘時」のどちらかで請求して下さい。

<平成26年版 保険調剤Q&A p37 Q33 参照>

事例4 (査定事例)

〈処方〉

2mgセルシン錠	1錠	1日1回就寝前	14日分
ロヒプノール錠 1mg	1錠		
2mgセルシン錠	10錠	不眠時	1回1錠
ロヒプノール錠 1mg	10錠	不眠時	1回1錠

〈一次審査対象レセプト〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処方		単位薬剤料点	調剤数量	調剤報酬点数		
								調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	2mgセルシン錠 ロヒプノール錠 1mg 【内服】 1日1回就寝前	1錠 1錠	2	14	63	28	向8
2	1	2・25	2・25	2mgセルシン錠 【屯服】 不眠時 1回1錠	10錠	6	1	21	6	向8
3	1	2・25	2・25	ロヒプノール錠 1mg 【屯服】 不眠時 1回1錠	10錠	14	1	0	14	向8
摘要										

審査委員会での【請求に対する疑義?】
2mgセルシン錠とロヒプノール錠1mg
の屯服はともに不眠時ですが、向精神薬
加算の算定はいかがでしょうか?



〈審査結果〉 ※査定処理

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処方		単位薬剤料点	調剤数量	調剤報酬点数		
								調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	2mgセルシン錠 ロヒプノール錠 1mg 【内服】 1日1回就寝前	1錠 1錠	2	14	63	28	向8
2	1	2・25	2・25	2mgセルシン錠 【屯服】 不眠時 1回1錠	10錠	6	1	21	6	向8
3	1	2・25	2・25	ロヒプノール錠 1mg 【屯服】 不眠時 1回1錠	10錠	14	1	0	14	向8
摘要										

※この事例では、2mgセルシン錠とロヒプノール錠1mgの屯服が「不眠時」で同一の用法です。内服薬の同一用法は1つにまとめなければなりません。従って下記のように向精神薬加算は1つしか算定できませんので、査定処理となりました。

なお「1日1回就寝前」の内服薬と「不眠時」の屯服薬は、各々加算を算定できると考えられます。

〈調剤報酬点数表の解釈 平成26年版 p38 参照〉

〈疑義とならない記載例〉

No	医師番号	処方月日	調剤月日	処方		単位薬剤料点	調剤数量	調剤報酬点数		
								調剤料	薬剤料	加算料
1	1	2・25	2・25	2mgセルシン錠 ロヒプノール錠 1mg 【内服】 1日1回就寝前	1錠 1錠	2	14	63	28	向8
2	1	2・25	2・25	2mgセルシン錠 ロヒプノール錠 1mg 【屯服】 不眠時 1回各1錠	10錠 10錠	20	1	21	20	向8
摘要										



<支払基金の「突合点検」結果について>

処方箋内容		投与日数	保険薬局の誤請求内容		投与日数	誤請求理由	保険薬局への査定内容	査定事由
ジルテックドライシロップ 1.25%	0.4g		ジルテックドライシロップ 1.25%	5g		処方箋内容と不一致(用量入力誤り) (7~15歳成分量5mgの誤入力)	5g ⇒ 0.4gに査定	B
ジルテックドライシロップ 1.25%	0.4g		ジルテックドライシロップ 1.25%	0.7g		処方箋内容と不一致(用量入力誤り)	0.7g ⇒ 0.4gに査定	B
リマルモン錠 5 μ g	3錠		リマルモン錠 5 μ g	6錠		処方箋内容と不一致(用量入力誤り)	6錠 ⇒ 3錠に査定	A
キプレス細粒	1包		キプレス細粒	4包		処方箋内容と不一致(用量入力誤り)	4包 ⇒ 1包に査定	B
カルボシステインシロップ 5%	7ml		カルボシステインDS50%(疑義照会で変更)	7g		入力換算誤り(投薬は0.7gで実施)	7g ⇒ 0.7gに査定	B
アムロジピン錠 5mg	1錠	7日	アムロジピン錠 5mg	1錠	7日	服用方法の記載漏れ (処方箋は5mg服用後10mgを服用)	5mg1錠 ⇒ 0に査定 (同時服用なら上限は10mg)	B
アムロジピン錠 10mg (5mg服用後開始)	1錠	7日	アムロジピン錠 10mg	1錠	7日			
			クルストール錠 5mg	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			セレストミン配合錠	2錠				
			ジェニナック錠 200mg	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A
			ツムラ小柴胡湯加桔梗石膏エキス顆粒	7.5g				
			ロゼレム錠 8mg	1錠				
			マイスリー錠 5mg	2錠				
			レンドルミンD錠 0.25mg	1錠				
			アクトネル 17.5mg	1錠		医療機関名の誤入力	全て0 (病名突合)	A

査 定 事 由	A	療養担当規則等に照らし、医学的に適応と認められないもの
	B	療養担当規則等に照らし、医学的に過剰・重複と認められるもの
	C	療養担当規則等に照らし、A・B以外の医学的理由により適当と認められないもの
	D	告示・通知の算定要件に合致していないと認められるもの
	F	固定点数が誤っているもの
	K	その他